

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり公告し、一般の縦覧に供します。

平成三十一年三月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 対象区域

桜井市大字辻字ナガツカ八六

二 認定年月日

平成三十一年二月五日

三 認定計画書の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課